

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清野秀人

さいたま市条例第62号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(授業料等の額)			(授業料等の額)		
学校の別	授業料等の区分	授業料等の額	学校の別	授業料等の区分	授業料等の額
高等学校	授業料	年額 118,800 円	高等学校	授業料 市内生（市内に住所を有する生徒をいう。以下同じ。）	年額 118,800 円
	入学料 市内生（市内に住所を有する生徒をいう。以下同じ。）	5,650 円		市外生（市内生以外の生徒をいう。以下同じ。）	年額 180,000 円
	市外生（市内生以外の生徒をいう。以下同じ。）	142,000 円	入学料 市内生		5,650 円
				市外生	73,000 円

[略]		
中等教育学校	授業料（後期課程）	年額 118,800 円
進級料	[略]	
	後期課程に進級する市外生	142,000 円
入学料	[略]	
	後期課程へ転入学又は編入学を許可された市外生	142,000 円
	[略]	
	[略]	

2 [略]

[略]		
中等教育学校	授業料（後期課程）	市内生 年額 118,800 円 市外生 年額 180,000 円
進級料	[略]	
	後期課程に進級する市外生	73,000 円
入学料	[略]	
	後期課程へ転入学又は編入学を許可された市外生	73,000 円
	[略]	
	[略]	

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する受給権者として同法第6条第2項に規定する期間（同法第8条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間を除く。）に高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生（次条において「支給対象市外生」という。）に係る授業料の額は、市内生に係る授業料の額と同額とする。

（月額の変更に伴う授業料の算定方法）

第3条 学年の途中において市内生若しくは支給対象市外生（以下この項において「市内生等」という。）から支給対象市外生以外の市外生（以下この項において「支給対象外市外生」という。）となり、又は支給対象外市外生から市内生等となった生徒に係る授業料の額は、当該年度において、市内生等に係る授業料を徴収する期間については市内生等に係る月額相当授業料に当該市内生等に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とし、支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間については支給対象外市外生に係る月額相当授業料に当該支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とする。

第3条 [略]

（休学等の場合の授業料の徴収基準）

第4条 [略]

第4条 [略]

（休学等の場合の授業料の徴収基準）

第5条 [略]

2・3 [略]

2・3 [略]

4 学年の途中において市内生から市外生となり、
又は市外生から市内生となった生徒の住所の変更
をした日の属する月分の授業料については、変更
前（住所の変更をした日が月の初日である場合に
あつては変更後）の住所に基づき徴収することと
なる月額相当授業料の全部を徴収する。

第5条 [略]

第6条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。